



北九州市環境局 環境政策課

令和6年5月23日
北九州市環境局

報道機関各位

「改正気候変動適応法」への対応方針を取りまとめました！！

1 改正気候変動適応法の施行について

地球温暖化に伴う熱中症被害の拡大を受けて、昨年5月に、熱中症対策の強化策が盛り込まれた「改正気候変動適応法」が公布され、本年4月より施行されました。改正法では、“熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合”に発表される「熱中症特別警戒アラート」や、熱中症特別警戒アラートの対象日に暑さをしのぐ場所として市民に開放する施設である「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」の指定等の制度が新たに創設されました。

2 北九州市の対応方針について

(1) 熱中症特別警戒アラート発表時における市民への周知方法

熱中症特別警戒アラートが国から発表され次第、速やかに市の公式 SNS、d ボタン広報誌等の活用や報道機関を通じた周知を行うとともに、各局・区等の各課からそれぞれが所管する団体・施設等に個別に周知することで、庁内横断的な体制で、迅速かつきめ細やかに市民への情報発信を行います。

(2) クーリングシェルターの指定

熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、不要不急の外出を避け、エアコンの使用により涼しい環境で過ごすなど、暑さ対策に万全を期していただくことが必要ですが、一方で、そのような環境が整っていない方については、クーリングシェルターなどの施設を利用するよう、暑さから身を守る行動を促します。

クーリングシェルターについては、市民に馴染みが深く、適切な受入れスペースを有しつつ、各区に満遍なく設置されている施設であることから、「市民センター」と「市立図書館」をクーリングシェルターに指定し、熱中症特別警戒アラートの対象日に市民に開放します。

(3) 北九州市独自の取組

熱中症特別警戒アラートが発表されない場合においても、本市独自の取組として、八幡（本市内で唯一の暑さ指数情報提供地点）における、暑さ指数の予測値が35以上となる場合は、熱中症特別警戒アラートの発表時と同様に、「危険な暑さとなる」ことに関する市民への周知や、クーリングシェルターの開放を行います。

こうした取組を通じて、庁内一丸となって市民の熱中症被害の抑制に努めます。

<問い合わせ先>

環境局 環境監視課

電話 093-582-2290

担当 (課長) 松岡、(係長) 岡田

改正気候変動適応法の概要と本市の対応方針

1 改正気候変動適応法の概要

気候変動影響に伴う極端な高温時に熱中症による深刻な健康被害が生じることを防ぐための措置等を規定した改正気候変動適応法が令和5年5月に公布され、令和6年4月に施行されました。主な改正の概要は以下のとおりです。

(1) 「熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）」の新設と市民への周知

気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に、過去に例のない危険な暑さとして国民に注意を促す「熱中症特別警戒アラート」が創設されました。国が発表し、都道府県を通じて市町村に通知され、市町村は住民等への伝達が義務化されます。（発表の対象は都道府県単位）

(2) 「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」指定制度の創設

適当な冷房設備を有する等の要件を満たす施設を市町村が「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」として指定できる制度です。施設を指定した場合には、熱中症特別警戒アラートの対象日に、予め公表した施設開放可能日時等の範囲内で、暑さをしのぐ場所として市民に開放することが義務化されます。

(3) 「熱中症対策普及団体」指定制度の創設

高齢者等の熱中症弱者に対する声かけや見守り等を通じた熱中症対策を促進するため、市町村が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を「熱中症対策普及団体」に指定できる制度です。

2 北九州市の対応方針

(1) 熱中症特別警戒アラート発表時における市民への周知について

熱中症特別警戒アラートは、翌日の暑さ指数（※1）の予測値が、都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点で「35」以上となる場合に、前日14時に環境省より都道府県単位で発表されます（※2）。北九州市では、熱中症特別警戒アラートの発表時には、環境局が国・県の窓口となり、市公式SNS等の情報発信ツールを活用した市民への周知を行うとともに、各局・区等の各課から、それぞれが所管する団体・施設等に個別に周知することとしており、庁内横断的な体制で、迅速かつきめ細やかに市民に周知・情報発信を行います。

※1 熱中症を予防することを目的として、①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つの情報を基に算出された指標で、気温とは異なります。

※2 福岡県には八幡を含む12地点の暑さ指数情報提供地点があり、直近5年間で暑さ指数35を一度でも記録したことがあるのは、12地点中5地点のみです。また、これまでに日本全国で、熱中症特別警戒アラートの発表基準を満たした事例はありません。

なお、熱中症特別警戒アラート発表時の市民への周知時には、主に、以下のメッセージを発信します。

- 過去に例のない危険な暑さとなり、人の健康に重大な被害が生じる恐れがあります！
- 不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコン等の使用により涼しい環境で過ごして下さい。
- 高齢者、子ども等の熱中症にかかりやすい方の周囲の方は、声かけを実施するとともに、涼しい環境で過ごすことができているか、今一度確認してください。
- 涼しい環境で過ごすことができない方は、暑さから避難するために、指定暑熱避難施設（図書館、市民センター）等、エアコンが完備されている場所の利用を検討してください。
- 学校、施設、イベント等の管理者は、熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合、運動、外出、イベントの中止、延期、変更なども視野に適切な判断を行って下さい。
- こまめな休憩や水分補給・塩分補給を行うなど、普段以上の熱中症予防を心がけてください。

<参考>福岡県内における暑さ指数の過去最高値（直近5年間）

地点	八幡	宗像	行橋	飯塚	前原	福岡
暑さ指数	33.8	34.3	34.7	33.4	34.5	33.9
発生年月日	2020/8/14	2023/7/27	2022/8/15	2019/7/31	2020/8/25	2020/8/15
地点	大宰府	添田	朝倉	久留米	黒木	大牟田
暑さ指数	34.7	34.7	33.8	34.7	33.2	33.6
発生年月日	2019/8/12	2019/8/12	2019/8/2	2019/8/2	2020/8/21	2020/8/21

過去に、暑さ指数 35（小数点以下四捨五入）を記録したことがあるのは 12 地点中 5 地点のみであり、熱中症特別警戒アラートは、同日に全ての地点で 35 以上となる場合に発表されます。



(2) クーリングシェルターの指定と開放について

熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、不要不急の外出を避け、エアコンの使用により涼しい環境で過ごすなど、暑さ対策に万全を期していただくことが必要ですが、一方で、そのような環境が整っていない方については、一時的に暑さをしのぐ場所として「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」を開放します。北九州市では、市民に馴染みが深く、適切な受入れスペースを有しつつ、各区に満遍なく設置されている施設であることから、「市民センター（全 136 施設）」と「市立図書館（全 14 施設）」の計 150 施設をクーリングシェルターに指定しました。熱中症特別警戒アラートの対象日には、これらの施設を開放し、市民の受け入れを行います。

(3) 本市独自の取組について

熱中症特別警戒アラートが発表されない場合においても、本市独自の取組として、八幡（本市内で唯一の暑さ指数情報提供地点）における、暑さ指数の予測値が 35 以上となる場合は、熱中症特別警戒アラートの発表時と同様に、「危険な暑さとなる」ことに関する市民への周知や、クーリングシェルの開放を行います。

こうした法以上の対応を行うことで、市民の熱中症被害の抑制に努めます。

(4) 「北九州市熱中症対策普及啓発協力団体」登録制度の創設

市民の身近な場所で熱中症対策に取り組む団体を「北九州市熱中症対策普及啓発協力団体」として登録する制度を創設します。

(5) 北九州市熱中症対策推進連絡会議の設置

熱中症は、子どもから高齢者まで全ての市民にリスクがあり、市民生活の様々な場面に応じた対策が求められます。こうした状況を踏まえて、法改正を契機として、熱中症対策の関係部署からなる北九州市熱中症対策推進連絡会議（関係課長会議）を新たに設置しました。5/16（木）に第1回会議を開催し、法改正の概要や本市の対応方針、関係部署における熱中症対策の取組状況について、関係者間で情報共有や協議を行い、熱中症対策の推進に向けた機運を高めました。

関係部署間で緊密に連携し、庁内一丸となり、改正法に的確に対応していくことで、市民の熱中症被害の抑制に努めていきたいと考えています。